

高額療養費制度見直しのお知らせ

■高額療養費制度の限度額が見直されます。(令和8年8月～令和9年7月まで)

適用区分		年収目安	入院+外来 【月額上限】 (世帯ごと) 〈多数回該当〉	入院+外来 【年間上限】 (世帯ごと)	外来 (個人ごと) ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並Ⅲ	約1,160万円～	270,300円+1% <140,100円>	1,680,000円	—
区分イ	現役並Ⅱ	約770万円～ 約1,160万円	179,100円+1% <93,000円>	1,110,000円	—
区分ウ	現役並Ⅰ	約370万円～ 約770万円	85,800円+1% <44,400円>	530,000円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円 <44,400円(※1)>	530,000円 (※2)	月額上限22,000円 (年間上限21.6万円)
区分オ	—	住民税非課税 【70歳未満】	36,900円 <24,600円>	290,000円	—
—	住民税 非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	25,700円 <24,600円>	290,000円	月額上限11,000円 (年間上限9.6万円)
—	住民税 非課税世帯Ⅰ	一定所得以下(※3) 【70歳以上】	15,700円	180,000円	月額上限8,000円

※1 年収約200万円未満である者は、令和9年8月以降、多数回該当の金額が引き下がる(44,400円→34,500円)。

※2 年収約200万円未満であることが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

※3 一定所得以下とは年金収入約80万円等をさします。

■新たに年間の上限額が新設されました。

月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、保険者から還付を受けることができます。

※年間とは8月から翌年7月までをさします。

**年間上限の新設により、
以下の方は医療費負担が軽くなる
場合があります。**

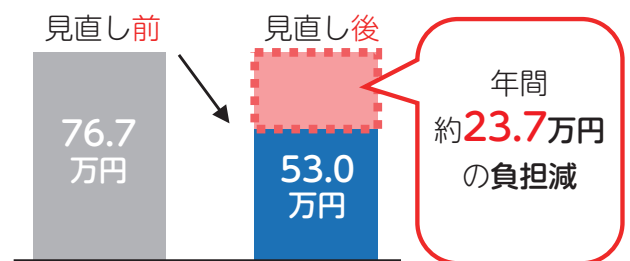
- これまで「多数回該当」に該当しなかった方
- 見直しにより「多数回該当」の対象から外れる方
- 現在、毎月高額療養費を利用している方
- 極めて高額な医療を受けた方

■ほかにも負担を軽減する仕組みがあります。

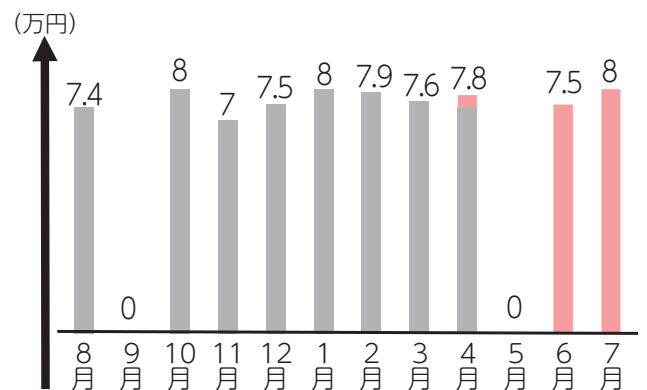
- 多数回該当
直近12か月以内に3回以上、上限額に達した場合、4回目から上限額が下がります。
- 外来特例(70歳以上で現役並み以外の方)
外来診療だけの月の上限額があります。さらに、年間の上限額が設定され、月ごとの自己負担額が積み上がっても、上限額に達した後は還付を受けることができます。

例：これまで多数回該当に該当しなかった方
(区分ウの方の場合)

自己負担



■自己負担分 ■負担減額分



問い合わせは、北海道国民健康保険団体連合会 (☎011-231-5161)
北海道後期高齢者医療広域連合 (☎011-290-5601)
住民保険課 国保・高齢者医療係 (直通 ☎74-0844) まで。